

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5年 4月 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ ハヤシセツビョウギョウカブシキカイシャ
林設備工業株式会社
住所 奈良市押熊町842番地の1
代表者氏名 フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク フリガナ ハヤシ ヤスユキ
代表取締役 林 靖之
電話番号 0742-45-7166
FAX番号 0742-46-5060
メールアドレス info@rhayashi.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	レ
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	レ
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	レ	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者	レ			
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5 年 月 日

申請者 氏名又は名称 林設備工業株式会社
住 所 奈良市押熊町842番地の1
代表者氏名 代表取締役 林 靖之

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 林 靖之	
代表取締役 林 弘之	
取締役 村上 由美子	
取締役 野村 智一	
監査役 林 知子	
事業の範囲	1. 建築の請負業 2. 土木工事の請負業 3. 上下水道の請負業 4. 衛生及びポンプ工事の請負業 5. 前各号に附帯する業務
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	林設備工業株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 631-0011 住所 奈良市押熊町842番地の1 電話番号 0742-45-7166 F AX番号 0742-46-5060 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
林 靖之 間部 勇希蔵 弘田 功一 小坂 勉 曾山 和弘 松岡 準一 野村 智一 村上 力 上田 明史	156614 183713 183710 17909 161577 227403 274462 303268 303043

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 5年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械設備	金切りのこ	固定式鋸弦	5	
	パイプカッター	RB-80-CV	5	
	塩ビカッター	VC40	3	
	〃	VC20	2	
	ロータリバンドソ	CB18F	1	
	電子セーソ	CR12V	5	
	エンジンカッター		3	
管の加工用の 機械機器	パイプベンダー	1/2～11/2インチ	2	
	やすり	300平型判丸型	10	
	パイプねじ切り器	N-100A	5	
	電動ねじ切り		2	
	不断水穿孔器		2	
管の接合用の 機械機器	キールカッター			
	トーチランプ	ガスボンベ式	10	
	パイプレンチ		2	
	インパクトレンチ		3	
	トルクレンチ		3	
	スパナ		10	
水圧テストポンプ	手動式テスト		7	
	電動式テスト		1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5年 月 日

申請者

氏名又は名称 林設備工業株式会社
住 所 奈良市押熊町842番地の1
代表者氏名 代表取締役 林 靖之

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良市押熊町 8 4 2 番地の 1
林設備工業株式会社

会社法人等番号	1 5 0 0 - 0 1 - 0 0 1 9 4 1	
商 号	林設備工業株式会社	
本 店	奈良市学園大和町五丁目 2 2 5 番地	
	奈良市押熊町 8 4 2 番地の 1	昭和 5 5 年 1 0 月 1 7 日 移 転
公告をする方法	官報に掲載する。	
会社成立の年月日	昭和 5 0 年 5 月 2 0 日	
目 的	1. 建築の請負業 2. 土木工事の請負業 3. 上下水道の請負業 4. 衛生及びポンプ工事の請負業 5. 前各号に附帯する業務	
発行可能株式総数	8 万 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 6 万 4 0 0 0 株	平成 1 8 年 9 月 1 5 日 変 更
		平成 1 8 年 9 月 1 9 日 登 記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日登記	
資本金の額	金 3 2 0 0 万 円	平成 1 8 年 9 月 1 5 日 変 更
		平成 1 8 年 9 月 1 9 日 登 記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	<u>取締役</u> 林 靖 之	平成 3 0 年 6 月 2 5 日就任
		平成 3 0 年 6 月 2 9 日登記
		令和 2 年 6 月 1 7 日辞任
		令和 2 年 6 月 2 2 日登記
	<u>取締役</u> 林 弘 之	平成 3 0 年 6 月 2 5 日就任
		平成 3 0 年 6 月 2 9 日登記
		令和 2 年 6 月 1 7 日辞任
		令和 2 年 6 月 2 2 日登記
<u>取締役</u> 林 志 信	平成 3 0 年 6 月 2 5 日就任	
	平成 3 0 年 6 月 2 9 日登記	
	令和 2 年 4 月 3 0 日辞任	
	令和 2 年 6 月 2 2 日登記	
<u>取締役</u> 村 上 由 美 子	平成 3 0 年 6 月 2 5 日就任	
	平成 3 0 年 6 月 2 9 日登記	
	令和 2 年 6 月 1 7 日辞任	
	令和 2 年 6 月 2 2 日登記	
<u>取締役</u> 林 靖 之	令和 2 年 6 月 1 7 日就任	
	令和 2 年 6 月 2 2 日登記	
<u>取締役</u> 林 弘 之	令和 2 年 6 月 1 7 日就任	
	令和 2 年 6 月 2 2 日登記	
<u>取締役</u> 村 上 由 美 子	令和 2 年 6 月 1 7 日就任	
	令和 2 年 6 月 2 2 日登記	
<u>取締役</u> 野 村 智 一	令和 2 年 6 月 1 7 日就任	
	令和 2 年 6 月 2 2 日登記	

奈良市押熊町 8 4 2 番地の 1

林設備工業株式会社

	<u>奈良市東登美ヶ丘五丁目 1 2 番 9 号</u> <u>代表取締役</u> <u>林 靖 之</u>	平成 3 0 年 6 月 2 5 日 就 任
		平成 3 0 年 6 月 2 9 日 登 記
		令 和 2 年 6 月 1 7 日 退 任
		令 和 2 年 6 月 2 2 日 登 記
	<u>奈良市押熊町 8 4 2 番地の 1</u> <u>代表取締役</u> <u>林 弘 之</u>	平成 3 0 年 6 月 2 5 日 就 任
		平成 3 0 年 6 月 2 9 日 登 記
		令 和 2 年 6 月 1 7 日 退 任
		令 和 2 年 6 月 2 2 日 登 記
奈良市東登美ヶ丘五丁目 1 2 番 9 号 代表取締役 林 靖 之	令 和 2 年 6 月 1 7 日 就 任	
	令 和 2 年 6 月 2 2 日 登 記	
奈良市押熊町 8 4 2 番地の 1 代表取締役 林 弘 之	令 和 2 年 6 月 1 7 日 就 任	
	令 和 2 年 6 月 2 2 日 登 記	
<u>監査役</u> <u>林 知 子</u>	平成 3 0 年 6 月 2 5 日 就 任	
	平成 3 0 年 6 月 2 9 日 登 記	
	令 和 2 年 6 月 1 7 日 辞 任	
	令 和 2 年 6 月 2 2 日 登 記	
	監査役 林 知 子	令 和 2 年 6 月 1 7 日 就 任
	令 和 2 年 6 月 2 2 日 登 記	
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成 3 0 年 6 月 2 9 日 登 記	
支 店	1 京都府木津川市吐師前ノ橋 3 3 番地 1	平成 1 9 年 3 月 1 2 日 変 更
		平成 1 9 年 5 月 3 0 日 修 正
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日登記

奈良市押熊町 8 4 2 番地の 1
林設備工業株式会社

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第 1 5 号附則第 3 項の規定により	平成 1 4 年 7 月 2 5 日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 5 年 4 月 1 0 日

奈良地方法務局
登記官

山 本 秀 樹



定 款

林 設 備 工 業 株 式 会 社

〒630-8002

奈良市二条町二丁目7番14号

司法書士・行政書士 かみもと事務所

司法書士・行政書士 嘉味本 博幸

TEL 0742-30-5530

FAX 0742-30-5531

E-mail kamimotojimusho@kcn.jp

林設備工業株式会社 定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、林設備工業株式会社 と称する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築の請負業
2. 土木工事の請負業
3. 上下水道の請負業
4. 衛生及びポンプ工事の請負業
5. 前各号に附帯する業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を 奈良市 に置く。

第4条 (公告の方法)

当社の公告方法は、官報に掲載する。

第2章 株式

第5条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、8万株とする。

第6条 (株式の譲渡制限)

当社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない。

第7条 (株券の発行)

当社の発行する株式については、株券を発行する。

- 2 株券の発行は、株主から請求があった時とする。

第8条 (相続人等に対する株式の売渡請求)

当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第9条 (株主名簿記載事項の記載等の請求)

株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして、会社法施行規則22条1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。



第10条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第11条（手数料）

前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第12条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役は、あらかじめ公告して臨時に基準日を定める事ができる。
- 3 基準日後株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、第1項の株主の権利を害しないときは、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該株主総会において権利を行使する株主と定めることができる。

第13条（株主の住所等の届出）

当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第3章 株 主 総 会

第14条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

第15条（招集手続の省略）

株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

第16条（議長）

株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故若しくは支障があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

第17条（決議）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は当該株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第19条（株主総会決議の省略）

株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

第20条（総会議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他会社法施行規則72条に定める事項は、議事録に記載又は記録し、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

第21条（取締役会の設置）

当会社に取締役会を設置する。

第22条（監査役を設置）

当会社に監査役を置く。

第23条（取締役及び監査役の員数）

当会社の取締役は3名以上とし、監査役は1名以上とする。

第24条（取締役及び監査役の選任）

当会社の取締役及び監査役の選任手続き、取締役の解任手続きは、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第25条（取締役及び監査役の任期）

取締役及び監査役の任期は、その選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

第26条（取締役会の招集）

取締役会は、代表取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第27条（代表取締役）

代表取締役社長は、取締役会の決議で定める。代表取締役社長は、当会社の業務を統轄し、他の取締役は、代表取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役社長の業務を代行する。

第28条（監査の範囲）

監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

第29条（報酬）

取締役及び監査役の報酬、賞与、退職慰労金、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

第30条（事業年度）

当会社の事業年度は毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

第31条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

- 2 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

第32条（法令の準拠）

この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の関係法令によるものとする。

以上は当会社の現行定款である。

平成30年6月25日



林設備工業株式会社
代表取締役 林 靖之



本定款は、林設備工業株式会社の原本定款と相違ありません。

令和5年4月13日

林設備工業株式会社
代表取締役 林 靖之



第一五六六一四号

給水装置主任技術者免状

本籍 福井県

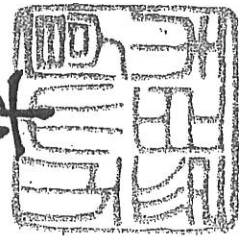
氏名 林 靖之

昭和四十五年六月十一日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十二年二月二十三日

厚生大臣 宮下 創平



第一八三七二三号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 間部 勇希蔵

昭和四十六年六月十一日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十二年三月九日

厚生大臣 丹羽 雄 哉



第一八三七一〇号

給装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

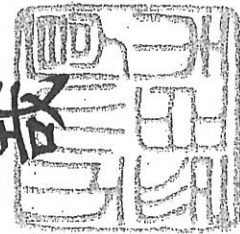
氏名 弘田 功一

昭和四十八年七月三日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十二年三月九日

厚生大臣 丹羽 雄哉



第一七九〇九号

給水装置主任技術者免状

本籍 宮崎県

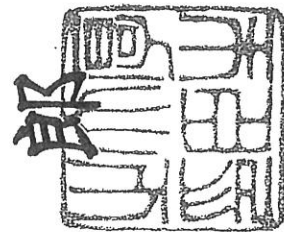
氏名 小坂 勉

昭和三十二年八月六日生

水道法(昭和二十一年法律第百七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年四月九日

厚生大臣 小泉純一郎



第一六一五七七号

給水装置主任技術者免状

本籍 京都府

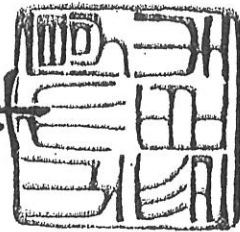
氏名 曾山和弘

昭和四十八年十一月十九日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十一年三月九日

厚生大臣 宮下 創



第二二七四〇三号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 松岡 準一

昭和五十二年六月十七日生

水道法(昭和二十五年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十七年二月十四日

厚生労働大臣 尾辻 秀



第二七四四六二号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

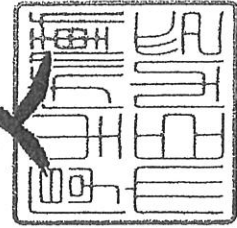
氏名 野村 智一

昭和三十七年十一月一日生

水道法(昭和三十七年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十六年二月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久



第三〇三二六八号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

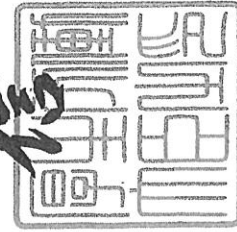
氏名 村上 力

昭和五十年十二月二十二日生

水道法昭和五十二年法律第七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和二年二月七日

厚生労働大臣 加藤 勝信



第三〇三〇四三号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

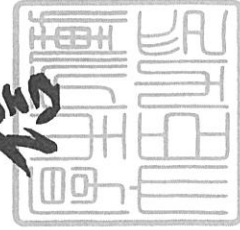
氏名 上田 明史

昭和五十四年六月二日生

水道法昭和五十二年法律第百七十七号の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

令和二年二月七日

厚生労働大臣 加藤勝信



会社の地図

奈良市押熊町842番地の1



事務所の写真



事務所の写真



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ハヤシセツビコウギョウカブシカイシャ 林設備工業株式会社
 住所 奈良市押熊町842番地の1
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク 代表取締役 ハヤシ 林 ヤスユキ 靖之
 電話番号 0742-45-7166
 FAX番号 0742-46-5060
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	レ
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	レ
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	レ	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者	レ			
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 5年 月 日

届出者

氏名又は名称 林設備工業株式会社
住 所 奈良市押熊町 842 番地の 1
代表者氏名 代表取締役 林 靖之

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選 任 の届出
解 任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	林設備工業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
林 靖之	156614	令和5年 月 日
間部 勇希蔵	183713	〃
弘田 功一	183710	〃
小坂 勉	17909	〃
曾山 和弘	161577	〃
松岡 准一	227403	〃
野村 智一	274462	〃
村上 力	303268	〃
上田 明史	303043	〃

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第一五六六一四号

給水装置事主任技術者免状

本籍 福井県

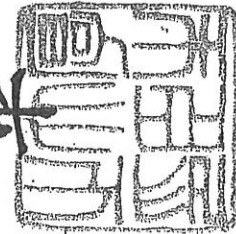
氏名 林 靖之

昭和四十五年六月十一日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十一年二月二十三日

厚生大臣 宮下 創



第一八三七二三号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

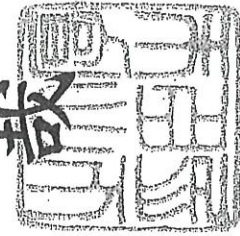
氏名 間部 勇希蔵

昭和四十六年六月十一日生

水道法(昭和二十五年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十二年三月九日

厚生大臣 丹羽 雄 哉



第一八三七一〇号

給装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

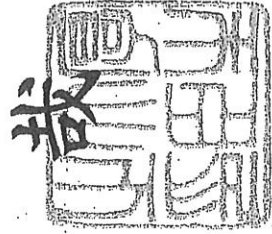
氏名 弘田 功一

昭和四十八年七月三日生

水道法(昭和五十年法律第百七十五号)の
規定により給装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十二年三月九日

厚生大臣 丹羽 雄 哉



第一七九〇九号

給装置工事主任技術者免状

本籍 宮崎県

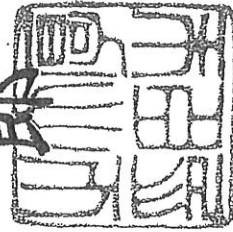
氏名 小坂 勉

昭和三十一年八月六日生

水道法(昭和三十一年法律第七十七号)の
規定により給装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年四月九日

厚生大臣 小泉純一郎



第一六一五七七号

給水装置主任技術者免状

本籍 京都府

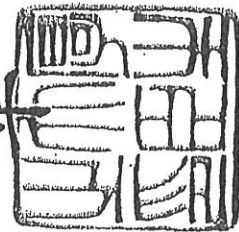
氏名 曾山和弘

昭和四十八年十一月十九日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十一年三月九日

厚生大臣 宮下 創



第二二七四〇三号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 松岡 準一

昭和五十二年六月十七日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十七年二月十四日

厚生労働大臣 尾辻 秀



第二七四四六二号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

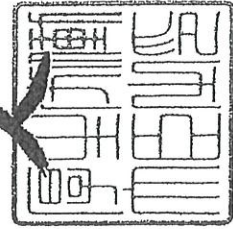
氏名 野村 智一

昭和二十七年十一月一日生

水道法(昭和二十五年法律第七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十六年二月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲一



第三〇三二六八号

給水装置工事技術者免状

本籍 奈良県

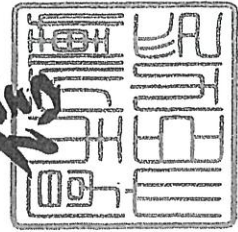
氏名 村上 力

昭和五十年十二月二十二日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

令和二年二月七日

厚生労働大臣 加藤勝信



第三〇三〇四三号

給装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 上田 明史

昭和五十四年六月二日生

水道法昭和五十二年法律第百七十七号の
規定により給装置主任
技術者免状を交付する。

令和二年二月七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

